

平成二十九年第二回大阪広域水道企業団議会
七月臨時会会議録

平成二十九年七月二十七日（木曜日）午後一時開議

○出席議員

一	信貴	良太
二	的場	慎一
三	木畑	匡
四	友永	修
五	大野	妙子
六	奥谷	正実
七	高橋	登
八	中浜	実
九	谷口	美保子
十	西尾	博道
十一	野村	生代
十二	辰見	登
十三	田中	久夫
十四	高山	裕次
十五	野々下	重夫
十六	浦尾	雅文
十七	羽広	政勝
十八	大東	真司
十九	名手	宏樹
二十	弘川	康二
二十一	笹谷	勇介
二十二	松尾	武
二十三	島尾	弘一
二十四	友井	健二
二十五	北	好雄

○欠席議員

四	吉川	敏文
---	----	----

○説明のため出席した者

企業	長	竹山	修身
副企業	長	清水	豊
技術長兼事業管理部長		松本	要一
理事兼経営管理部長兼総務課長		吉田	景司
経営管理部副理事兼企画課長		上田	伊宏
経営管理部財務課長		横山	亨
経営管理部広域連携課長		香山	慎治
事業管理部副理事兼計画課長		諸角	誠
事業管理部事業推進課長		東野	宗丈
事業管理部契約検査課長		谷野	聡
事業管理部管財課長		堀木	英輝
代表	監査委員	荻野	朝弘
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長		笠井	浩二

○職務のため出席した者

議会	事務局長	笠井	浩二
議会	事務局書記	昼馬	靖史
議会	事務局書記	廣永	龍治
議会	事務局書記	岸田	友海
議会	事務局書記	山蔭	啓介

○議事日程

- 第一 議席の指定
- 第二 議長の選挙
- 第三 副議長の選挙
- 第四 会議録署名議員の指名
- 第五 会期決定の件
(竹山企業長あいさつ)
- 第六 諸般の報告
(例月現金出納検査結果の報告)
- 第七 第一号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件
- 第二号議案 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第三号議案 平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
- 第一号報告 平成二十八年大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 第二号報告 平成二十八年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件
(清水副企業長説明)
- 第八 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後〇時五十八分 開会

○笠井議会議務局長 大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十条の規定により、臨時議長が職務を行うこととなっております。福岡邦彬議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。

御登壇願います。

(福岡邦彬議員登壇)

○福岡議員 ただいま紹介をいただきました豊能町選出の福岡邦彬でございます。

地方自治法第七十条の規定により、臨時に議長の職務を行いたいと考えております。もとより議長選挙までの限られた時間でございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。

○福岡臨時議長 ただいまより平成二十九年七月臨時会を開会いたします。

○福岡臨時議長 本日の会議を開きます。

○福岡臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事の進行上、本職から指定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福岡臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○福岡臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福岡臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

本職において指名することに決定いたしましたので、議長に弘豊議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました弘豊議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福岡臨時議長 異議なしと認めます。よって、弘豊議員が議長に当選されました。

ただいまより弘豊議員の議長就任の御挨拶があります。

弘豊議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙に賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきました弘豊でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存であります。

議員の皆様方並びに竹山企業長を初めとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただき

ますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。ありがとうございました。

○福岡臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。長々とありがとうございました。

○弘議長 日程第三、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○弘議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に大東真司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大東真司議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○弘議長 御異議なしと認めます。よって、大東真司議員が副議長に当選されました。

ただいまより大東真司議員の副議長就任の御挨拶があります。

大東真司議員。

(大東真司議員登壇)

○大東議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきましたことになりました大東真司でございます。

弘議長のもと、議員各位の御支援を賜り、竹山企業

長を初めとする理事者の皆様の御協力をいただき、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最善の努力を尽くしてまいります。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○弘議長 副議長就任の挨拶が終わりました。

○弘議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、高橋登議員及び谷口美保子議員を指名いたします。

○弘議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○弘議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○弘議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十九年第二回企業団議会七月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の臨時会に提出いたしました議案は、条例案が二件、補正予算案一件、予算の繰り越しに関する報告二件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年四月から四條畷市、太子町、千早赤阪村におきまして、当企業団としての水道事業がスタートいたしました。また、七団体と水道事業の統合に向けた検討、協議を進めているところでございます。これらの取り組みにおきましては、地域の信頼を得て、しっかりとした住民サービスが提供できるよう、一層努めてまいりたいと考えております。

ところで、近年、全国各地でこれまで経験したことのない風水害が発生いたしております。水道という重要なライフラインを担う事業者として、災害に強い水道施設の整備はもとより、危機管理能力の向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、企業団及び府域の水道事業の推進につきまして、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○弘議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○弘議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○弘議長 日程第七、議案第一号から第三号並びに報告

第一号及び第二号「大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件」ほか四件を一括議題といたします。議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきましては、副企業長の説明を求めます。清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第三号議案並びに第一号報告及び第二号報告につ

きまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、地方公共団体の条例に基づく個人番号の独自利用事務以降、条例事務と申し上げます、におきましても、マイナンバー制度に係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。第二号第三号は、情報提供等の記録の範囲につきまして、条例事務に係る特定個人情報の提供を求め、または提供があったときを追加するため、番号法第二十三条第一項及び第二項の規定を同法第二十六条において準用する場合を含むこととするものでございます。

第三十一条の二は、情報提供等の記録の訂正を実施した場合における提供先への通知の対象につきまして、番号法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するための改正を行うものでございます。

第三十二条第一項第一号は、番号法の改正に伴う条

ずれを改めるものでございます。

三ページをごらんください。第二号議案は、大阪広域水道企業団職員の育児休業

等に関する条例一部改正の件でございます。これまで運用により認めておりました再度の育児休業の取得等ができる特別の事情につきまして、人事院規則の改正を踏まえまして、条例に明記するものでご

ございます。

新旧対照表の改正後の欄をごらんください。

第四条第六号におきまして、職員が再度の育児休業をすることができるとする特別の事情、第五条におきましては、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、また四ページの第九号第七号におきまして、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情といたしまして、保育所等における保育の利用の申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。

なお、第一号議案及び第二号議案は、いずれも公布日の施行を予定しております。

次に、五ページをごらんください。

第三号議案は、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件でございます。

六ページをお開きください。

第一章、水道用水供給事業、第二条の債務負担行為をごらんください。

旧取水施設撤去工事におきます債務負担行為の限度額を一億七千二百六十九万二千円から一億八千五百六十九万二千円に一千三百万円増額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、八ページの債務負担行為に関する調書をごらんください。

次に、九ページをお開きください。

第一号報告、平成二十八年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

十ページの水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十八年度水道事業会計における建設改良費

の予算につきまして、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、九億二百九十七万三千四百二十二円を平成二十九年に繰り越すものでございます。

十一ページをごらんください。

次に、第二号報告、平成二十八年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

十二ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十八年度の工業用水道事業会計における建設改良費につきまして、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、一億八千四百四十二万四千八百八十円を平成二十九年に繰り越すものでございます。

いずれも工事関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○弘議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

日程第七の諸議案に対する質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は、後刻御連絡いたします。

(午後一時十六分 休憩)

(午後一時二十五分 再開)

○弘議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○弘議長 日程第七の諸議案のうち、議決不要の報告二

件を除く議案第一号から第三号「大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件」ほか二件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○弘議長 これより日程第七の諸議案のうち、議決不要の報告二件を除く議案第一号から第三号「大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件」ほか二件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の議案三件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○弘議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案三件は、原案のとおり可決いたしました。

○弘議長 日程第八、大阪広域水道企業団議会議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第一百七条第一項の規定により、お手元に配付のとおり、大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査に派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○弘議長 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付のとおり決定いたしました。

○弘議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○弘議長 これをもって平成二十九年七月臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後一時二十六分 閉会

臨時議長 福岡 邦彬

議 員	議 員	副 議 長	議 長
谷 口 美 保 子	高 橋 登	大 東 真 司	弘 豊